

人権問題の諸相

—— 人権ゼミナールの端緒として ——

Several Aspects of Human Rights Problems

森口 佳樹
Yoshiki MORIGUCHI

I はじめに

本稿は、令和2年11月7日に和歌山県人権啓発センター主催により実施された「人権ゼミナール」の概要を紹介する論稿である。このゼミナールは連続10回の講義で構成されており、本講義はその端緒をなす内容として実施された。本稿はその講義内容の概要を紹介するものである。

その全体としての役割を考慮することにより、憲法上の人権問題全般の総論と各論に触れることとしたため、このような形で発表し、その内容を掲載させていただくこととした。

当日には、熱心に受講していただき、その後有益な質問をしていただくことにより、相互の理解を深めることができた。開催に際してご尽力をいただいた関係者各位や参加者各位に深謝するものである。なお、本稿は、当日の忠実な逐語録ではなく、当日のレジュメをもとにその内容についてある程度の整序を経た論稿としての内容である。また、紙幅の関係から当日の講演の一部を省略かつ質疑応答については全面的に省略していることも御寛恕願いたい。

II-1 人権問題とは何か

人権問題といった場合に、一般市民の考え方と憲法研究者の考え方とは必ずしも一致しないと思われる。

憲法研究者の多くは、まず実定法的な思考法としては、日本国憲法10条から40条までの基本的人権の列挙規定に関する問題を想起する（一部義務規定も存在するが）。これは、基本的に国家と市民社会との関係の規定である。憲法における人権規定の性格から、その内容は、国家に対して市民社会との関係で人権の保障を認めさせるというものである¹⁾。

しかしながら、一般の用語法としての「人権問題」とすれば、パワハラ・過労死問題等、民間企業等における問題が多数にわたり顕在していることは言うまでもない。ただし、これは憲法における人権問題にはストレートにはならない。というのは、その問題の多くは民間対民間

1) 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法・第7版』（2019年）111頁、渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗著『憲法I・基本権』（2016年）43頁以下参照。

の問題であり、そのような問題は、民法に代表される私法規定や特別法としての労働法制により、まずは解決が志向されるべき問題であるからである。というのは、憲法の人権規定は国家と市民社会との関係の規律が第一義の問題であるからである（国家と社会の二分論）。

また、用語法、すなわち、基本的人権、人権、基本権について、特に区別して議論する必要は一般的にはないと思われる。

人権の内容を理解する場合の困難さとして、まずは、その内容のあいまい漠然性があげられる。というのも、人権規定は、条件プログラムではなく原理規定として規定されていることが多いからである。例えば、憲法 21 条により表現の自由が認められているからとして、個人のプライバシーの内容について表現することやわいせつ表現の流布が認められるのかという問題が想起される。当然にそのような表現は、民法・刑法上での制裁対象となっているが、それらの規定と憲法規定との関係が問題となることは言うまでもない²⁾。

憲法 21 条の表現の自由が一応認められるとしてもその保障は無制限ではないとして、その制限が判例上認められているところである。その具体的帰結についての判断は別途として、原理規定による規制である以上、いわゆる比較衡量論による判断がなされている場合も多い。人権相互衝突の調整規定として、最高裁においてよく利用される手法である。

このように、人権保障の内容を理解するためには、結局のところ具体的な事例における裁判例の検証が重要になる。特に、憲法 81 条が、違憲立法審査権を規定していることが重要である。というのも同条項において、憲法の下位法令の憲法適合性についての審査権が終審としての最高裁判所に認められているからである。

ただし、現実の判断においては、立法裁量や行政裁量についても配慮が必要となる。実際の制度形成に関して、立法府や行政府にその内容形成を委任している場合がある。例えば、憲法 15 条の参政権に関する選挙区の区割りや憲法 25 条の具体化としての意味をもつ生活保護基準の具体的設定等である。その具体的内容についての法的審査に関しては、手続法的審査が有効ではないかと考えられる³⁾。

II-2 本日の検討の方法

本日の講義の内容としては、まずは、憲法の守備範囲という観点から、その本来の守備範囲に関する裁判事例を中心にいくつかの分野の問題点について具体的な裁判例を中心に紹介・検討したい。そのうち、そのような本来的な検討分野以外での憲法理念の利活用の可能性についての事例の紹介をしたいと考える。いずれにしても、具体的事例を前提として議論を展開する

2) 芦部著（前註 1）123 頁、渡辺他著（前註 1）225 頁以下参照。

3) 例えば、最判平成 24 年 2 月 28 日（民集 66 卷 3 号 1240 頁）の生存権に関する判例が参考になると思われる。最終決定に至るまでの過程、例えば審議会での議論の内容をどのように考慮しているのかを裁判所による審理対象とし、その過程における問題の有無を裁判所の判断の根拠とする姿勢である。

ことにより、人権意識の涵養に資する内容とすることを目的とする。

Ⅲ 外国人住民の参政権

憲法第3章の章名、それは「国民の権利及び義務」となっており、日本国憲法に規定されている、いわゆる「人権」は、直接的には、国民に保障されている権利であり、国民以外の者についてどのように考えるべきかは憲法においては直接には規定されていない。ということで、天皇・皇族や未成年者、外国人および法人の問題が議論されてきたが⁴⁾、本日の講義では、外国人の人権に関する諸問題のうち、参政権についてのみ取り上げたい。というのは、この分野において、注目すべき裁判例が示されているからである。

まず前提として、外国人の人権享有主体性について、権利性質説、すなわち、権利の性質により判断するという考え方が、学説・判例により支持されていることについて確認しておく（マクリーン事件 最大判昭和53年10月4日 民集32巻7号1223頁⁵⁾）。その思考法によれば、結局のところ人権ごとの議論が必要となるわけである。そのうち今回は、参政権についてのみ検討対象とする。

外国人の参政権に関する議論の前提として、参政権の内容について細分化しておく必要がある。権利に関するレベルとしての、被選挙権、選挙権、公務員に就任するという公務就任権と、統治に関するレベルとしての、国レベルと地方自治体レベルである。ということで、参政権に関する憲法15条と職業選択の自由に関する同法22条の双方に関係する問題となっている。このうち、今回取り上げるのは、地方自治体レベルの選挙権と公務就任権である。

まずは、地方自治体における選挙権に関する判例（最判平成7年2月28日 民集49巻2号639頁）である。この事例においては、憲法93条の住民の意義とその理解を前提としての選挙権の可否が問題となった。

前者に関しては、国民主権の概念に関連して、当時の国と地方自治体の事務処理の手法からして、国と地方公共団体の事務処理を峻別することができないことから、憲法93条の住民は国民に限定されていると判断したものと解釈できよう。これは、平成11年改正前の地方自治法を中心とする制度設計における機関委任事務の存在が影響を与えていると考えられよう。というのも、機関委任事務の処理に関しては、地方自治体は国の一機関として機能することが規定されていたからである。そのような事務の処理に関しては、地方自治体の機関が主務大臣の「部下」として機能する役割が規定されていたわけである（国と都道府県の場合）。ということから、国家と地方の二分論は採用できないということであろうか。後者に関しては、学説においては、禁止説、要請説、許容説が主張されていたが⁶⁾、この判例は、許容説を採用

4) 全般的な議論については、芦部著（前註1）87頁、渡辺他著（前註1）31頁以下参照。

5) 芦部著（前註1）92頁、渡辺他著（前註1）37頁以下参照。

6) 学説の内容については、君塚正臣編著『ベーシックテキスト憲法・第3版』（2017年）58頁参照。

した。すなわち、憲法上の規定は中立的であり、立法機関の判断にその内容形成をゆだねたわけである。もっとも、その後の立法機関による具体的制度変更の動きはない。ただし、最高裁のこの見解の表明により、地方自治体における諸般の問題に關しての住民投票への外国人住民の参画の途が地方自治体における条例の制定により開かれたことは指摘されなければならない。

ついで問題となるのが、地方自治体における公務就任権の問題である。この分野については、職種に依じての対応がなされ、個別の自治体の工夫による採用がなされてきていた。そのような中で一石を投じたのが、東京都管理職昇任試験事件（最大判平成17年1月26日 民集59卷1号128頁）である。

地方公務員として採用されれば在職年数に応じて昇任していくことは、年功序列社会である我が国では一応通例では自然であろうが、その職員が外国人であった場合に、その職務として管理職への昇任に制限がないのかが問題となったのがこの事例である。具体的には、その試験の受験自体を拒否したことが問題となった事例である。

最高裁は、管理職を「公権力行使等地方公務員」と定義し、その職に外国人が就任することは、法体系の想定外であると判示した。かなり厳しい言葉であるといえよう。「公権力の行使」概念については、国民主権の原理から、外国人による行使については懸念があるとされている。もっとも、一定の概念を規定したうえでの当該職種への就任を一律に拒否するという姿勢には批判もあろう。

IV-1 新しい権利への対応

憲法13条の規定内容の重要性について考察したい。その条文の位置づけについてみれば、憲法10条から12条は具体的な人権規定ではなく、人権に関する全般的・総論的規定である。その一方14条以下は、具体的な、例えば、14条の平等権、15条の参政権（以下省略）という具体的権利の規定となっており、以下の条項も同様である。ということで、その中間としての13条の意義について考えてみたい。

憲法13条の「幸福追求権」という用語法に注目すれば、憲法制定時に予定されていなかった、いわゆる「新しい人権」の根拠規定として機能することも期待できると評価されることとなった。「幸福追求」という概念は多義的に理解できるからである。ということで、プライバシー保護の権利、環境権、自己決定権などが当該概念の解釈内容として主張され、裁判例においてもこれまで議論されてきた⁷⁾。今回はそのうち、プライバシー保護の権利についてのみ取り上げることにしたい。

7) 議論の全般的な内容については、声部著（前註1）122頁、渡辺他著（前註1）117頁以下参照。

IV-2 プライバシー保護の権利

この権利の内容は、重層的である。というのは、歴史的な進展において、かつ問題が発生する場合においても留意する点が多いからである。後者から説明すれば、憲法の世界においては基本的に国家との関係で議論されるが、プライバシー保護の権利ということからすれば、民間対民間という民間相互においても問題は発生しうる。例えば、「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日 下民集15巻9号2317頁）は、プライバシー侵害の要件を示したことで著名な判例であるが、これは、有名な小説家による当時著名な政治家に関するモデル小説とされる著作が問題となった事例であり、民間の私人相互の問題であり民法上の問題となっても憲法問題とは直接的にはならない。ということで、プライバシーの問題は、憲法分野に限定されることはないのである。また、前者に関して説明すれば、古典的なプライバシーの権利といえ、個人の私生活の秘密が暴露・公開されることがない権利としてのみ理解されていたが、現在においては、高度情報化社会の進展から、個人情報保護の権利、特に個人の権利としての側面からは、自己情報コントロール権、すなわち、自己の情報についての開示・訂正・利用訂正請求権が、2003年に制定された個人情報保護法等やそれ以前から存在する地方自治体による個人情報保護条例等に基づいて認められることとなっている。

さて、憲法13条との関係についての判例としては、京都府学連事件（最大判昭和44年12月24日 刑集23巻12号1625頁）があげられなければならない。この事例は、学生団体のデモが、当該デモ実施の条件に違反したと判断した警察官が、証拠保全のために違反として認定した学生を撮影したという事例であるが、最高裁は、憲法13条を明示したうえで、正当な理由もなく公権力により写真撮影されることがない権利を認定した。ということは、憲法13条から、いわゆる「新しい権利」が導き出されることを認定した判例であり、その点で重要な意義がある判例といえる。ただしこの判例は、時代的背景からしても、古典的プライバシー権に関する事例と整理できる。

一方、自己情報コントロール権との関係では、住基ネット訴訟があげられなければならない。国民がそれぞれ11ケタの番号により管理され、本人確認情報という一定の情報が専用回線で活用されることとなった。この運用に関して個人の意思に関係なくそのような情報が活用されること等に問題があるとして提起された訴訟が全国で頻発した。

最高裁（最判平成20年3月6日 民集62巻3号665頁）は、プライバシー性の程度の評価と住基ネットの具体的危険性が認定されないことから合憲と判断したが、下級審判例においては自己情報コントロール権との関係から違憲判断例も見られたところである（大阪高判平成18年11月30日 民集62巻3号777頁）。

現実的な近時の問題からすれば、個人情報保護法の最近の改正には注意しておく必要がある。2015年の同法改正により、個人情報の保護の範囲は拡大された（個人識別符号概念の新設）ものの個人情報の活用の道も開かれた（匿名加工情報概念の新設）。

このうち後者については、いわゆるビッグデータとしての利活用に道を開くものといえようが、その前提として、いわゆる「個人情報保護法制 2000 個問題」の解消が問題とされている⁸⁾。これは、国・地方自治体の制度が統一されていないことに起因する問題である。一般的には地方自治体の制度整備が先行し、国の制度整備が遅れたことで、相互の定義規定等において相違が存在し、その点の統一がなされなければ、ビッグデータとしての利用に支障をきたすという問題である。

さらに 2020 年の個人情報保護法の改正により、さらに個人情報の利活用に道が開かれた（仮名加工情報概念の新設）。このような動向について、今後も関心を払う必要がある⁹⁾。

V 家族に関する法制度と憲法

憲法 14 条は性別による差別の禁止を規定し、同法 24 条は家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等の保障を規定している。

ところが、民法の規定によれば、憲法規定との関係で如何なものかと疑問を呈される規定が存在し、これまでも裁判例として議論の対象とされ問題視されてきた。その規定で問題とされた規定としては、民法 733 条の再婚禁止期間、同法 750 条の夫婦同氏制、同法 900 条 4 号但書の非嫡出子の相続分に関する規定等であった。これらの論点は、平成 8 年の法制審議会における議論により、改正が必要とされた論点の一部であった。

このうちまず問題となったのが、民法 900 条についての問題であった。この規定は、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする規定であり、その合憲性については長らく議論の対象となってきた。ということでこの案件については、最高裁が平成 7 年に合憲決定（最大決平成 7 年 7 月 5 日 民集 49 卷 7 号 1789 頁）を一度は下していたが、その後も下級審判例における議論が相次ぎ、今回の新たな最高裁大法廷決定（最大決平成 25 年 9 月 4 日 民集 67 卷 6 号 1320 頁）に至ったものである。

この判決は、立法の前提となる事実が時代の変遷により変化し、法律の規定の合理性がもはや維持できないとして、問題となった相続時において、もはや同法の当該規定が違憲となっていたと判断している。その決定の内容が、過去に遡及しての民法規定の無効を宣言する内容であったことから、一定の配慮を最高裁としても示していることが注目される。

ついで問題となったのが、最高裁の同日の判決により「明暗」を分けたとされる再婚禁止期間に関する判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日 民集 69 卷 8 号 2427 頁）と夫婦同氏制に関する判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日 民集 69 卷 8 号 2586 頁）である。

前者については、過剰な規制であるとして違憲と判断された。すなわち、このような制度が、父性の決定という重要な目的に資することは認定されても、その手段としての再婚禁止期間の

8) 鈴木正朝「番号法制定と個人情報保護法改正」（論究ジュリスト 18 号 2016 年）51 頁以下参照。

9) 近時の参考になる論考集として、ジュリスト 2020 年 11 月号特集にあげられている諸論稿があげられる。

長さが問題となり、過剰規制であるとして違憲と判断されたものである。目的の合憲性は認定できても、その達成手段が過剰規制であるとして違憲判断された事例であり、古典的事例である尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭和48年4月4日 刑集27巻3号265頁）と同様の判断事例である。この事例は、刑罰の加重の程度が問題とされた事例であり、再婚禁止期間の長さという手段審査の観点で問題となった事例と類似している。

後者については、民法750条の規定自体は中立的であり、かつ社会における通称利用の普及による事実上の不利益の軽減という理由から当該規定は合憲と判断されたが、正式な公式文書における取扱いの問題等の議論が必要と思われる。たとえば、旅券や運転免許証の記載の問題である。

これらの規定と憲法との関係でみれば、やはり「法は社会の発展に遅れる」ということであろう。再婚禁止期間の長さの設定は、明治民法の制定時の規定の期間設定をこれまで維持してきたことによる問題提起である。このような極端な事例は別としても時代に適合した法改正の必要性、もっとも家族制度の形成の必要性の認知とのバランスの調整が必要であろうが、なかなか難しい課題である。

VI 政教分離と地方自治体

憲法20条は個人の信教の自由の保障と国家・地方自治体の政教分離について規定している。前者は、個人の権利の保障規定であるが、後者は制度に関する規定であり、憲法学上で制度的保障として議論される。というのも、後者に関しての憲法上の訴訟の可能性が問題となるからである。というのも、訴訟法上では、通例として、個人の権利利益に関する訴訟は主観訴訟として提起できることはいうまでもないが、そうでない訴訟は、特別の法律の規定がない限り提起できないこととされている（客観訴訟 行政事件訴訟法42条）。このような観点からは、地方自治法242条以下における住民監査請求とそれに続く住民訴訟制度は大きな役割を果たしている（その他、選挙訴訟なども、客観訴訟として広く活用されている。いわゆる議員定数不均衡問題に関する訴訟がその例である）。

この住民訴訟という制度は、地方自治体の財務会計行為の違法性に関して、住民が一人からでも訴えることができる制度であり、地方自治法に特に規定されているために提起可能な訴訟である。よって、地方自治体と宗教行為との関係の問題を追及する手段として活用されてきた。公金の支出あるいは地代の徴収の不作为を理由として、訴訟提起が可能であるからである。

最高裁判例としてまずあげられるべきは、津地鎮祭訴訟（最大判昭和52年7月13日 民集31巻4号533頁）である。この訴訟において最高裁が採用したのが、いわゆる目的効果基準であった。すなわち、目的に関して、宗教的目的か世俗的目的か、効果に関して、特定宗教への援助・圧迫となっていないかという2要素による判断基準を設定し、市立体育館の建設に際しての地鎮祭は世俗的目的であるとして、合憲と判断としている。この判断基準の適用に関し

ては、その判断の緩さが問題となっていたが、愛媛玉串料訴訟（最大判平成9年4月2日 民集51巻4号1673頁）において、この基準を適用して初めての違憲判断を示した。もっとも、この判断には事例の内容が大きな影響を与えたものと考えられる。というのも、神社の例大祭等に地方自治体が公金を支出したという事例であることから、津地鎮祭訴訟との事例内容の違いは顕著であるからである。

さらに、全く新たな判断基準による判例が現れた。それが空知太神社訴訟（最大判平成22年1月20日 民集64巻1号1頁）である。この事案は事実関係が錯綜しているのでその内容は省略するが、結論的に言えば神社存在地の市有地の無償提供という事態が発生していたという事案である。最高裁は、目的効果基準には依拠することなく、いわゆる総合衡量説といえるような様々な考慮要素を提示したうえで、その判断結果として違憲と判断した。目的効果基準との使い分けが注目されるところである¹⁰⁾。

まず注意しておかなければならないのが、住民意識への留意である。市有地の無償利用など容易には気が付かないことかもしれないが、それでも住民訴訟の対象となっている。やはり、そのような事例にも地方自治体の宗教的中立性の観点から留意する必要がある。

VII 参政権の重要性の再認識

参政権は、民主制を担保する意味で重要な権利である。直接民主制が現実的には特に国家レベルでは不可能である以上、間接民主制とせざるを得ず、ということから、選挙を中心とした参政権が重要視されるからである。

ということから選挙に関してはできる限り自由な活動が憲法上は保障されるべきであるが、公職選挙法は、選挙の公正確保を理由として様々な規制を設けてきて、その合憲について多くの訴訟が提起されてきたが、最高裁は一貫して合憲判断を示している。この点に関して、表現の自由の保障の観点からも批判があるが、最高裁の判断に変化はない。

次いで、議員定数不均衡問題があげられる。この論点はあまりに著名であり詳細な説明は不要であろう。選挙制度が様々に変更されても、議員一人当たりの有権者数という観点からすれば、ある程度の不均衡が発生することは不可避である。問題となるのは憲法上許容される格差の問題である。このような事例についての訴訟提起については、政教分離原則の論点において

10) 講義の実施時においては触れられなかったが、空知太神社事件と類似の事例として、最高裁大法廷判決が下されたのが、最大判令和3年2月24日（最高裁ホームページ参照。令和3年2月25日確認）である。本稿提出にあたり補充しておくものである。

この事件是那覇市孔子廟訴訟と通称されているが、その名のごとく儒教の創始者である孔子の霊を祭る廟の敷地が那覇市の市有地でありながら、その賃料が管理団体に対して請求されていないことの不作為の違法性を追求する住民訴訟である。

最高裁の多数意見は、空知太神社事件と同様の総合衡量説により違憲と判断している。もっとも林裁判官の反対意見は、儒教の宗教性について疑問を呈し、目的効果基準により合憲と判断している。儒教の性質が、道徳か宗教か、今回問題となった団体の行動により判断が分かれることとなることと思われる。

説明したので詳細は省略するが、客観訴訟としての訴訟提起となる。この格差の論点については、制度の変更があったことを前提としても（衆議院だけに限定しても、平成6年の公職選挙法改正による、いわゆる中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への変更等）、判例の蓄積を前提としての学説による分析からすれば、従来においては、衆議院においておよそ3倍程度、参議院においておよそ6倍程度が許容範囲であると理解されてきた。もとよりこのような「ゆるい」基準について学説はおおむね批判的であった。

この判例の判断基準に変化が見られたのが、平成23、24年の最高裁判例である。これらの判例は、許容範囲についてこれまでよりも厳格な姿勢を示したのみならず、制度改革について積極的に言及していることに注目される。

前者は、衆議院の小選挙区の区割りに関する訴訟（最大判平成23年3月23日 民集65巻2号755頁）であるが、この判決で問題とされたのが、いわゆる「一人別枠方式」の妥当性である。平成6年公職選挙法改正により中選挙区制度から現行制度に改正された際に激変緩和措置として、小選挙区の議員定数として各都道府県にまず1名を配当したうえで、その残数についてのみ比例配分したという経過があった。その結果として、合理的とは認めがたい格差が発生することとなったが、制度変革に伴う激変緩和措置として残置されてきた。しかし、この判例は、そのような措置が時限的に認められたとしても、もはや判決時の現状においては合理性が認められないとして違憲状態にあると判断している。要は、特例措置の「時間切れ」を最高裁として宣告した事例である。

後者は、参議院の地方区の定数配分に関する訴訟（最大判平成24年10月17日 民集66巻10号3357頁）であるが、参議院地方区の定数配分が都道府県単位であり、かつ制度上偶数定数制（3年ごとの半数改正制）となっており、さらに制約条件として、参議院の定数が衆議院に比較してもかなり少数であることから、地方区への定数配分に難渋することはみてとれる。ということからその現状を解消する方策として、判例は都道府県単位に選挙区を限定することへの危惧を指摘した。確かに都道府県の人口規模を見れば、最大の東京都と最小の鳥取県との間に30倍近い差異がある。これほどの差異がある中で衆議院に比較しても少数の代表を比例配分することには無理が生ずることは容易に理解できるであろう。このようなことから、2015年の公職選挙法改正により、鳥取県と島根県、徳島県と高知県の合区が実現することとなった。ただ、この改正により選挙区が広大になりすぎることになったことによる弊害等が主張され、別途の対応策が2019年の公職選挙法の改正により採用されることとなった。

さらに参政権の重要性を認識させてくれる事例が、そもそも選挙権の行使の前提に関する判例である。それが在外邦人選挙権訴訟（最大判平成17年9月14日 民集59巻7号2087頁）である。選挙権は日本国籍を有する成年者であればだれでも行使できるはずであるが、問題となった当時の公職選挙法の規定によれば、在外邦人の選挙権が一部制限されることとされていた。この問題について、その改正法が国会において以前から議論されていたものの結論が得ら

れず、廃案となったままその後の対応がなされないままとなっていた事案であった。この事例について最高裁は、公職選挙法が改正されていない状態が違憲状態と確認したのであるが、その背景について検討してみると難問もある。というのは、公職選挙法をいつ、どのように改正するのかという問題については大きな立法裁量が存在する。その裁量の判断を裁判所としてどのような判断できるのかが問題となる。今回のように、これまでの経過により（一度提案されていたが、国会解散により廃案になったという経緯）、ある程度容易に判断可能であったであろうが、事例により判断に窮する事例も存在するだろう。なお、この事案は、行政事件訴訟法の平成16年改正を受けた判例でもあり、行政法分野においても注目された判例であった¹¹⁾。すなわち行政事件訴訟法4条の実質的当事者訴訟の利活用の活性化につながる事例として注目された事例である。

Ⅷ 憲法の「守備範囲」との関係での議論 看過しがたい「人権侵害」への対応

憲法の本来的守備範囲ということからすれば、まずは国家と市民社会の構成員との関係が問題となることはすでに述べた。以上の議論も基本的にはそのような場面を問題としている。

しかし、憲法規定が、市民社会の構成員相互間にも例外的に影響を及ぼす可能性を判例は認めている。これがいわゆる「私人間効力」として学説上は議論されている。「私人」という用語は、国家以外の者を意味し、社会的に大きな法人も小さな個人も国家以外は「私人」としてひとくくりとされる。このような社会的影響力の差異が存在する当事者間の法関係において、憲法規定の登場の必要性はないかという問題である。立法による対応等がされている場合にはそれによることになるが（労働法制や社会保障法制がその好例である）、そのような手当てがされていない場合には憲法規定の適用が必要となる場合があるのではなかろうか。

このような問題について、学説の紹介はともかくとして¹²⁾、判例は、三菱樹脂事件（最大判昭和48年12月12日 民集27巻11号1536頁）や日産自動車事件（最判昭和56年3月24日 民集35巻2号300頁）において、いわゆる間接効力説を採用していると判断されている。その内容とすれば、憲法の人権理念を私法規定の解釈に反映させるという手法が採用されている。例えば、日産自動車事件の事例を説明すれば、この事例は女性の若年定年制が問題となった事例である。この事例において、民間企業であったとしても、女性であることのみを理由として若年定年制を採用することは、民法規定に反すると判断しているが、その理由として、民法規定と憲法14条を明示しており、民法規定の解釈に憲法規定の内容が影響を与えたことが明示されている。

簡単に言えば、私法規定の解釈に憲法理念が影響を与え、その解釈の裏打ちすることで私法

11) 行政法に関する議論に関して、塩野宏著『行政法Ⅱ・第6版』（2019年）275頁以下参照。

12) 学説の内容については、芦部著（前註1）111頁、渡辺他著（前註1）49頁以下参照。もっとも、この分野に関しては、議論が錯綜しており、学説・判例を総覧する研究として少し古いのが、君塚正臣著『憲法の私人間効力論』（2008年）参照。

規定の解釈を強化するということである。日産自動車事件の判示において、カッコ書きにおいて民法規定と憲法14条が引用されていることから、そのように理解することができると思われる。

具体的には、民法の一般条項（1条，90条，709条）は，例えば「信義誠実の原則」「権利濫用の禁止」「公序良俗違反の法律行為の無効」「不法行為の損害賠償責任」を規定しているが，これらの概念の解釈は一般条項ゆえ，ある程度その解釈が融通無碍であるために，憲法の人権規定がその解釈により影響を与えうるということであり，いわゆる人権侵害が看過しがたい場合に，具体的解決策を提示しうるものと考えられる。

Ⅹ まとめにかえて

人権問題は，今回の考察に限定してみても，様々な権利，様々な法関係をめぐって発生していることが見て取れる。これらの問題を見過ごすことなく「考えること」の重要性について認識してもらいたい。憲法における人権問題のみならず，広義の人権問題にも認識を深めることが重要であり，その際に憲法の人権規定の理解がまずは一助となることと思われる。

「憲法を生活に活かす」という提言があるが，その理念を理解して，実社会において我々が自ら行動するという点においては，その考え方も意味のある提言として理解できよう。もっとも，その効力が及ぶ範囲に関しても留意する必要があることについても指摘する必要がある。

註

本稿においては，判例の理解に関する議論の紹介については，一切省略している。この点に関して全般的には，差し当たり，代表的論稿として，長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ 第7版』（2019年）を参照のこと。

（令和3年3月16日提出）